

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年3月2日

収支等命令者
佐賀県政策部 危機管理・報道局
危機管理防災課消防保安室長 小林 秀則

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 令和8年度航空燃料（JET A-1）単価契約 |
| (2) 業務の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 納入場所 | 佐賀県防災航空センター（佐賀佐賀市川副町大字犬井道 8884 番）
又は佐賀県の指定する場所 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札参加資格」を有していること
- (2) 佐賀空港内での航空機燃料（JET A-1）の販売・給油の許可を持つ者
- (3) 県内に本店を有する者、もしくは、県内に支店等を有し、かつ県内従業員比率が50%以上の者又は、県内従業員数が50人以上の者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 公告日において、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定

する暴力団員を言う。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」(様式第1号)、「営業概要書」(様式第2号)及び「同種業務の履行実績調書」(様式第3号)を令和8年3月13日(金)17時まで必着で下記の担当課に郵送してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

<担当課>

[郵便番号] 840-8570

[住所] 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課消防保安室 消防担当

[電話] 0952-25-7026

[E-mail] kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年3月16日(月)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ。

(2) 仕様書等の交付方法

令和8年3月2日(月)から同月9日(月)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記3において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午前 11 時
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
佐賀県庁新館 3 階 危機管理防災課
- ウ 提出方法 入札書は郵送 (配達記録付き) による提出のみとし、
令和 8 年 3 月 18 日 (水) 17 時までに必着とする。
- エ 落札決定については、全ての入札者に電子メールにてご連絡します。

(5) 入札内容についての質問

仕様書等についての質問は、質問票 (様式第 5 号) により、令和 8 年 3 月 11 日 (水) までに 3 の担当に電子メールで提出してください。質問に対する回答は県ホームページに掲載します。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則 (平成 4 年佐賀県規則第 35 号) 第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

入札金額は航空燃料 (JET A-1) 1 リットルあたりの単価とし、小数点第 2 位まで設定してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入したものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条 (錯誤) により無効と認められるものを提出した者
- ク 一人で 2 以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者としします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせて、落札者となるべき者を決定することとします。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の範囲内価格の入札がない場合）は、直ちに再度の入札を行います。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格では契約の履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者とししないことがあります。

カ 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 問合せ先

3の担当課と同じ

(8) その他

この公告に掲げる入札は、令和8年2月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。